

伊奈町文教民生常任委員会

令和6年9月6日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和6年9月6日（金）

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分
○休憩 午前 9時01分
○再開 午前 10時02分
○休憩 午前 10時17分
○再開 午前 10時17分
○休憩 午前 10時29分
○再開 午前 10時30分
○休憩 午前 10時52分
○再開 午前 10時53分
○休憩 午前 10時54分
○再開 午前 10時54分
◎閉会 午前 10時57分

4. 出席委員名

委員長 戸張光枝

副委員長 藤原義春

委員 富井篤弥、仲島雄大、山野智彦、栗原恵子、五味雅美、上野尚徳

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 森田範仁、局長補佐 沼田美由紀

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 秋葉宏和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 秋山雄一、健康福祉統括監 増田喜一、教育次長 小林薫子、
企画課長 澤田勝、企画課主幹 猪俣範綱、総務課長 高山睦男、社会福祉課
長 小坂真由美、いきいき長寿課長 高橋利恵子、子育て支援課長 大塚健司、
保健医療課長 木須浩、健康増進課長 白坂清美

開会 午前 9時00分

○戸張光枝委員長 皆様、おはようございます。

定刻前ですが、皆様おそろいのようなので、早速委員会を始めさせていただきたいと思えます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから文教民生常任委員会を開会いたします。

本日、町民の方から、本委員会を傍聴したい旨申出がありました。

伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき許可したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

ここで、当委員会に付託された案件の審査に入る前に休憩し、関係する現地の視察、南部地域包括支援センターの視察を行います。

大変今日は暑くなっておりますので、水分等忘れず、よろしくお願ひしたいと思います。

では、これより休憩いたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前10時02分

○戸張光枝委員長 すみません。予定時刻の前ですが、皆様おそろいのようなので、早速始めさせていただきますと思えます。

休憩を解いて会議を開きます。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思えます。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は文教民生常任委員会の開催をいただきまして、ありがとうございます。

その前に、南部包括支援センターを見ていただきました。月日が早く、もう3年もたつのかなと思いましたが、大分地域の皆様方に支持をされて、結構利用されているんだなというのが何となく分かったような感じがしました。

南部地区といいますと、昭和47年に区画整理がされて、もう50年ぐらいたっているわけで

して、そこに住み慣れた方というのを、65歳以上の人と計算してみましたら、綾瀬、この3区で1,300人いるんですね。1,300人のうち52%が65歳以上なんです。そうすると、670人ぐらいになるんですけども、対象がすごく多いなと改めて思いました。

それから、南の、いわゆる栄南・中・北、これで6,000人いるんですね。6,000人いて、65歳以上の人29%、約30%が65歳以上であります。ということだと1,800人ぐらいになるかな。いわゆる、率としては非常に多いという部分でもあります。我が伊奈町の65歳以上、平均が24.1%ですので、1万850人今います。

その中で、率的には南部が非常にお年寄りが多い。伊奈町の一番若い地区というのは内宿地区であります。内宿地区が約19%で10%台というのは内宿しかありません。ですから、そういう意味では、内宿は極めて若い、北は非常に若いという地区でもあるな。

そういう中で、これからは、北部にももちろん必要になるんだが、内宿はボリュームが大きいので、19%とはいっても7,500人いますから、そういう意味では非常にボリューム的には多いということになります。今、中央と北部を包括して社協にありますけれども、行く行くは、いわゆる北部にも欲しいということになっていくだろうなと思ったりいたしているところでもあります。そんな率でございますので、ご参考いただければと思います。

今日は、文教民生常任委員会につきましては、5議案の提案をさせていただいておりますので、ご審議を賜り、全議案とも議決いただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は議案5件であります。これらを議題といたします。

本会議における提案説明並びに自宅での調査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第43号議案、令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第5号）の所管事項について質疑を行います。

13ページの第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

13ページから17ページまでの第3款民生費について、質疑はありませんか。

山野委員。

○**山野智彦委員** 第5号は、おおむね何か実績値に伴う修正と議案説明を聞いております。民生費のところの、14ページの障害者自立支援サービス支給事業と障害児通所支援事業の確定に基づく修正と聞きました。この確定という対象の期間はどの期間を指しているのかを、教えていただけますでしょうか。

○**戸張光枝委員長** 社会福祉課長。

○**小坂真由美社会福祉課長** ただいまの質問に対しまして、対象年度は令和5年度になります。

○**戸張光枝委員長** 山野委員。

○**山野智彦委員** ありがとうございます。

何か前年度と比較しての変化とか、特徴みたいなものがありましたら教えてください。

○**戸張光枝委員長** 社会福祉課長。

○**小坂真由美社会福祉課長** まず、自立支援サービス費で申し上げますと、前年度と比べまして、利用件数や給付額は増加傾向でございます。ただ、今回、補正で提出しました件に関しましては、例えば計画相談、障害福祉サービスを使うに当たって、サービス利用の計画をつくる計画相談支援事業というものがございしますが、そちらが当初見込んでいました件数が600件のところ、今回の実績では438件というようなことがございました。

利用者数は増加傾向にございますので、今回の補正に関しては、あくまでも当初見込んだ件数よりも多く申請いたしましたので、その分をお返しするというような形になります。児童通所支援事業に関しましても、令和4年度と比較しまして、利用件数や給付額は増加傾向にございます。

今回の補正に関しましては、先ほどと同じように、サービスを利用するに当たっての相談支援件数が、当初見込んでおりました228件のところ、実績値で申し上げますと137件ございまして、多く見込んだものをお返しするような形となっております。

以上でございます。

○**戸張光枝委員長** 山野委員。

○**山野智彦委員** 分かりました。

相談件数は少し見込みと違ったけれども、全体としては増えているということで、傾向が分かりました。ありがとうございました。

○**戸張光枝委員長** ほかに質疑はございませんか。

上野委員。

○**上野尚徳委員** 今、山野委員の部分と同じ部分なんですけれども、自立支援で1,700万円、

障害自立支援で660万円ということで、返還金という部分だと思うんですけども、そうすると、1件当たりの単価というのもあるんですけども、どれぐらい、その金額で全部1,700万円、660万円はいかないのじゃないのかなという気がするんですけども、ほかに大きい数字がもしあるようでしたら、お聞かせいただければと思います。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○小坂真由美社会福祉課長 見込みと大きく差が出た事業を申しますと、先ほど申し上げました計画相談支援事業がございます。それと、介護給付費、例えばホームヘルプサービスであったりだとかショートステイの利用、また、施設や事業所を利用している方は、日中、生活の介助や支援を受けるような生活支援事業というものがございます。こちらに関しましても、昨年度と比較しますと若干上がっている傾向はございますが、今回の補助金に関しましては件数を多く見込んでしまったということでございます。

単価に関しましては、それぞれ利用者の区分などにもよりますので、一概に割り返して出せるような数字ではないと思っております。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

また少し重複するんですけども、その上で、今回見込んだ数字より来年度は、今年最初に出た予算の人数より多くなると見込んでいるのか、それとも減る方向で考えるのか、その辺お聞かせいただければと。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○小坂真由美社会福祉課長 こういう言い方は失礼かもしれませんが、年々、利用者数は増えておりますので、実際、補助金等の予算請求する際には、過去の実績を踏まえて予算を計上したいと思っております。ですので、来年度の予算に関しましては、実績を踏まえてしっかり見極めた数字を、予算請求並びに国への補助金申請をしたいと思っております。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

その中で、社会福祉職員の人件費1,450万円ということで、1人なのか、何人なのかあるんですけども、どういったことをしてくれる人を増やしたのか。どこか違う部署からこっちに来たのか、それともまた外から採ったのか、どういったことをやってもらおうと思っているのか、その辺お聞かせいただければと思います。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 社会総務費の人員費の関係ですが、こちらにつきましては当初予算よりも2名増となっております。子育て支援課に1名、あと社会福祉課に1名の計2名となっております。職員につきましては一般の事務、事務量が多い部署でございましたので、そちらの事務を行う職員を1人ずつ増加したところでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

大変な分野の仕事だと思いますので、皆さん無理が来過ぎないように形で、効率的に回していただければと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 ただいまの件ですが、自立支援サービスと障害児通所支援事業、これ令和5年度の実績に基づいて返還する必要があったということなんですけれども、令和5年度の決算、これから審議するんですが、その決算書上の実績数値との関係はどうなるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○小坂真由美社会福祉課長 対象者もろもろ、給付額に関しましては、今回載せたものが決算の数字と捉えております。補正によりまして返還になった金額につきましては、今まで年度末に国・県へ返還する手続を取っているものでございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますと、実際の利用実績というのは、決算書上でこれも含めて反映されているということよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○小坂真由美社会福祉課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○戸張光枝委員長 五味委員、よろしいでしょうか。

○五味雅美委員 はい。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲島委員。

○仲島雄大委員 よろしくお願ひします。

先ほど山野委員が質問した関係で、確認させていただきます。

計画の数字を立てるときに前年度の数字を参考にしてというような言葉が出てきましたけれども、これから計画をしている数字自体の甘さが出てきている部分が乖離の原因なんじゃないなって、何かこういう資料がでてくるときに……

○戸張光枝委員長 仲島委員、すみません、発言の途中で。マイクを使ってください。

○仲島雄大委員 すみません。計画を立てるときに、必ず「大体見込みが甘かった」みたいな形の表現が出てくるんですけれども、今回の部分の見込みの基準という立て方を、ひとつしっかり教えていただきたいのと、差が出た原因というのは何なのか。利用者がただ少なかっただけなのか、その利用者が少なかったには何か原因がある。減った理由まで一つ一つ確認が取れているのかどうかを、教えていただけますか、お願いします。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

社会福祉課長。

○小坂真由美社会福祉課長 予算を計上する際の見込数になりますが、障害福祉計画は3年ごとに見直しを図っておりますので、計画を作成し予算は計上しております。

すみません。あと、もう一つご質問をいただいていたかと思うんですが、申し訳ありません。

○仲島雄大委員 差が出ている原因。600件が438件でしたっけ、こういう形になったのは、ただ単に利用者が少なかったというような形の話なんですけれども、その部分が差が出ること自体が、私とすると少し不思議な部分があるものですから、そのところはなぜ差が生じたとして捉えているのか。

○小坂真由美社会福祉課長 よろしいでしょうか、続けて。

○戸張光枝委員長 はい。

○小坂真由美社会福祉課長 この見込みの差につきましては、利用者が新規であったり、継続であったりといらっしゃいますが、それぞれがどのような支援サービスを必要としているのかで変わってくるところもあろうかと思っております。

例えばですけれども、今回、令和5年度の、先ほど申しました介護給付費の中で見ますと、居宅介護、いわゆる自宅でのホームヘルプを利用している方の利用件数というのは減りました。その分、施設利用やグループホームへ入所された件数、日数、金額が増えてございますので、利用者が年度によって使うサービスの違いによって、大きくそれぞれ年度で変わってくると捉えております。

○戸張光枝委員長 仲島委員。

○仲島雄大委員 3年ごとという形の表現、見込みの数の確定と基準が3年ごとということは、逆に言い換えれば、3年はずれる可能性がありますよとして捉えられるんですけれども、この部分はどうか。

○戸張光枝委員長 社会福祉課長。

○小坂真由美社会福祉課長 計画につきましては、あくまでも推計値、その計画をつくったときの推計値と捉えております。ただ、例年、予算請求する際には、実績を見まして、不足のないように予算を作成しておりますので、その分を国や県へ、国からは2分の1、県から4分の1補助をいただけるという形となっております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 仲島委員。

○仲島雄大委員 おおむね分かりました。ただ、私が気にしているのは、あまりにも極端に予算を計上することによって、本来やるべき事業に予算が回らない可能性が出てくるという部分なんかがあるものですから、できるだけ精度の高い推計値を踏まえた計画を立てていただきたいと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 すみません。先ほど聞きそびれてしまいました。社会福祉職員の人件費についてなんですけれども、2人ということだったんですけれども、この2人というのは、当初、最初の予算を組んだときの人数より、辞めたりだとかして減ってしまった部分に充当したもののなのか、それともやはり少し補強したいという部分で、当初より補強した部分で2人増やすことができたのか、その辺お聞かせいただければと思います。

○戸張光枝委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 2名の増加につきましては、補強でございます。

○戸張光枝委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

17ページから19ページまでの第4款衛生費について、質疑はありませんか。

五味委員。

○五味雅美委員 18ページの予防費、各種予防接種実施事業で1,628万5,000円、これの内容を教えてください。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○白坂清美健康増進課長 こちらの内容につきましては、令和5年度実施しておりました新型コロナウイルスワクチンの返還金と、感染症等検査事業国庫補助金の風疹抗体検査なんですけれども、こちらの返還金となっております。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 それぞれ金額分かりますか。

それで、これは予想を下回ったということなんでしょうか。その要因とか、もし分かれば教えてください。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○白坂清美健康増進課長 新型コロナウイルスワクチンにつきましては2種類、補助金と負担金を頂いたものをそれぞれ返還しております。

まず、事務費に係る補助金といたしまして、484万8,000円をお返しすることとなりました。また、新型コロナウイルスワクチンの負担金につきましては、1,037万9,363円となっております。また、風疹抗体に係る感染症予防の国庫負担（補助）金につきましては、105万7,000円の返還となります。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、まず接種体制確保事業としまして、先ほど申しあげました400万円ほどの返還金です。こちらは、医療機関に接種を依頼しておりまして、その協力金をお支払いするものの返還が多く出たものになっております。また、負担金につきましては、医療機関そのもので接種をする際の委託料の返還金です。

風疹抗体検査は、その名のとおり、風疹抗体を受けられるように準備は整えましたが、こちら、受ける方が少なかったため返還金が生じたものになっております。

分析といたしましては、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、令和5年度春開始接種と秋開始接種、2回させていただきました。春につきましては、65歳以上の高齢者の方を対象に、およそ1万5,200人ほどが対象でございました。秋接種は5歳以上と対象が広がりましたので、対象者が3万7,000人弱という形になっております。

実際、春接種につきましては、1万360回ほど予算を盛らせておりました、その後、実際に受けてくださった方が7,600を割り込む形となりました。秋につきましては、2万3,000回ほど打てるように用意はしましたけれども、1万800回ほどになりまして、そこで接種された方が少なかったため返還金が多く出たものと分析しております。

また、風疹抗体検査は、予算当初526件分の費用を持っておりました。ただ、実際の実績数は80件にとどまってしまったため、こちらも返還金が出たものです。

抗体検査はしばらく行っておりまして、毎年、勸奨のはがきは送っておるところでございます。その勸奨のはがきが届いたところで反応はあるのですけれども、やはり抗体検査に行っていた方が少なくなっておりまして、振るわなかったものと分析しております。

また、今年度につきましても先月、勸奨のはがきを送らせていただきました。そのかきもありまして、抗体検査の関係のお問合せが入っている状態になっております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 ありがとうございます。

風疹が随分少なかったと思うんですが、これの要因って何か考えられますか。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○白坂清美健康増進課長 抗体検査になってまいりますので、実際に抗体を有している方、分かっている方はお受けになられないものがございます。実際、最初、オリンピックの年に抗体検査、海外からいらっしゃるお客様がおられますので、風疹抗体検査をして予防しましょうということがございました。何年もたちまして、こちら、受けた方はもう受け終わっており、勸奨のはがきは出しておりますけれども、自分はまだ知っているよ、もしくはこれは大丈夫ということで受けていただけていない状態だと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 以上です。

○戸張光枝委員長 次に、藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 内容が重なりましたので、結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

栗原委員。

○栗原恵子委員 母子保健健康指導相談事業の返還金の内容についてお願いいたします。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○白坂清美健康増進課長 こちらの返還金につきましては、やはり令和5年度の返還金となっております。子ども・子育て支援交付金の確定によりまして、当課で実施しております乳児家庭全戸訪問事業と利用者支援事業につきまして、合わせて19万円の返還となっております。

内容につきましては、乳児家庭全戸訪問事業につきましては、こちら、保健師、委託している助産師で各訪問しているものになります。委託数が下回ったため、こちら返還が生じました。

利用者支援事業につきましては、子育て世代包括支援センターで検討されたケースにつきまして、助産師に依頼し訪問している回数が想定よりも少なかったため、返還が出たものになります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 ありがとうございます。

訪問件数等、分かれば教えていただけますか。

○戸張光枝委員長 健康増進課長。

○白坂清美健康増進課長 乳児家庭全戸訪問事業におきましては、委託分108回、195件の訪問となっております。また、利用者支援事業につきましては、27回の訪問実績でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 ありがとうございます。理解できました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

21ページから23ページまでの第9款教育費について、質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

続いて討論を行います。

第43号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第43号議案、令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第5号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第43号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○戸張光枝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第44号議案、令和6年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 まず、8ページの委託料、マイナ保険証一元化に伴うシステム改修業務委託料の内容について伺います。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 こちらのシステム改修の内容ですけれども、12月2日以降に新たに紙の保険証を発行することがなくなりまして、その際に、今後の方なのですが、新たに国民健康保険に加入される方、そういった方でマイナンバーカードをお持ちの方であればマイナ

保険証のお知らせ、お持ちでない方または作らないよという方については資格確認書をその場でお渡しする形になりますので、それを窓口で交付できるように改修をする形の委託料でございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 ありがとうございます。

12月2日に健康保険証が廃止となりますけれども、マイナ保険証に一元化後に、従来の健康保険証は最長1年間は引き続き使用できますけれども、マイナ保険証を持っていない方に対する資格確認書への切替えの対応はどのように進めていかれるのか、伺いたいと思います。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 持っていらっしゃらない方、資格確認書という形ですが、既にこちらにつきましては、今、システム改修を行っていて、さらに、先にマイナ保険証の加入者情報お知らせという形で送らせていただいているんですが、今、国民健康保険の対象になっている方につきましては、来年の8月以降にお送りする形で準備を進めておりますので。

それ以降、また随時入ってらっしゃる方については、国民健康保険の対応になっていくと考えております。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 では、健康保険証を今持っていて、マイナ保険証を使う予定がないよという方が、例えば医療を受けられないということはないと考えてよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 お見込みのとおりです。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 安心しました。

次の質問に入ります。

健康保険証に代わる資格確認書について、これのメリットとデメリットを伺えればと思います。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 まず、メリットなんですけれども、資格確認書というのは従来の保険証と何ら、実は内容的なものは変わりません。デメリットというところになりますと、お忘れになってしまった場合に、マイナ保険証をお持ちの方であれば、オンライン等ですぐ資

格確認できますけれども、それが無いという形になりますと、従来の保険証と同じような形で、例えば預かり金を置いていていただくとか、あとは10割負担をして後から返還するといったような、お手間が少しかかる部分かなと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 従来の健康保険証とほぼ変わらないということで、これについても安心しました。

次の質問なんですけれども、今、伊奈町において、健康保険証に代わる資格確認書は、現在のところは何人に交付予定でしょうか、現時点での交付対象者数の見込みを伺えればと思います。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 資格確認書ですが、国民健康保険ですと、今の想定ですと約3,200名ほどになります。

以上です。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。

あと、私の所感、思うところなんですけれども、何か資格確認書の存在を知らない方がまだかなり多い印象がございます。資格確認書につきましては、町ではどのような情報発信が行われておりますでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 国の通知に基づいて、その内容に準じたもので広報、それからホームページ等でPRしていく予定なんですけれども、今後、さらに詳細が分かりましたら、随時発信していきたいと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。

やはり、12月2日に健康保険証を廃止するというインパクトが大きくてですね。これまで、マイナンバーカードを持っていない、様々な事情や理由で作ってこられなかった方も、焦って申請に行くケースがあるということがあるかと思えます。

資格確認書の存在について、例えばそういう、あまり何か作りたくないんだけどとか、

そういう声があった場合に、町役場で窓口のご周知やご案内についてはどのようになされておりますでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 富井委員が今おっしゃるように、実は保険証の一斉更新の際に、既に8月から使える保険証は皆さんに、加入者の方にお送りしているんですけども、その際に、またマイナンバーの、先ほどのお知らせをお送りした方、これは国民健康保険、後期高齢者医療保険の方を問わずなんですけど、お問合せが増えました。

保険証、マイナ保険証、マイナンバーカードを持っていないんだけど、どうしたらいいのかな。任意だよねっていうようなお声と、あとは、もう年だから、失礼ですが、年だからこういうのってよく分からないんだよ、どうしたらいいのっていうようなお問合せをよくいただきます。また、あわせて、保険証って使えなくなっちゃうのっていうようなご不安の声もいただいておりますので、窓口に来られた場合、また電話対応が多いんですけども、その場合にはマイナ保険証ではなくて、従来の保険証も最大1年、一斉更新の際ですと7月31日まではお使いになれますよということで、まず安心感を持っていただいて、なおかつお切替えを希望であれば、マイナンバーカードを持ってらっしゃる方はお手続の方法がございましたので、そちらでやっていただくということ。

もしそれを、いや、作りたくないんだよねというようなお話であれば、資格確認書をまたお送りさせていただきますのでご安心くださいというような説明を、丁寧に職員で行わせていただいております。

以上です。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。応えについてされているということで、これについては安心しました。

最後に、私からの意見となるんですけども、やはりマイナンバーカードというのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第17条によって申請主義ですね。つまり、任意取得の原則に基づいて行っております。やはり、マイナンバーカードについては、個々人がメリットやデメリット、ベネフィットやリスクをそれぞれ自ら判断して、取得するかしないかの自由がございますので、強制ではないということです。ただ、やはり、政府は健康保険証の廃止ですとか、マイナ保険証の一元化という言葉によってマイナ保険証へと切り替えるように誘導している印象は少しございます。

法にのっとる場合ですよね、やはりマイナンバーカードというのは任意ですので、健康保険証に代わる資格確認書につきましても、今後とも引き続き、町におかれましては町民の皆様に周知を行っていただきますよう、よろしくお願いたします。

私から以上です。

○戸張光枝委員長 続きまして、五味委員。

○五味雅美委員 同じく今のところですが、需用費、印刷製本費33万8,000円が、これ何で一般財源になっているのでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 こちら、国民健康保険の趣旨普及費に相当しておりまして、需用費の中の印刷製本費という形になりますので、資格確認書の印刷製本費という形で計上させていただいております。これは、趣旨普及という観点から一般財源となっております。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 だから、どうして国庫負担の対象になっていないのかということ伺いたいですけれども。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 こちらの発行費用につきましては、国民健康保険の特別会計というよりは一般財源、調整交付金で措置されるという形になっておりますので、一般財源でこちらの措置しております。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうすると、最終的にはその交付金で措置されるということですか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 おっしゃるとおりです。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 マイナンバーカードに関して、過去にこういう一般財源から財源使ったことというのはどうなのでしょう、今、分かりますか、ありますか。そこまで今、データ手元にないでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 7月に、国民健康保険加入者の方に「加入者情報のお知らせ」とい

うのお出ししておりますけれども、その部分が調整交付金対象という形になりますので、同様の事例かと思われまます。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 そうしますと、過去においても一般財源から出したけれども、全てそれは調整交付金で措置されたということによろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 以上です。

○戸張光枝委員長 続きまして、藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 根本的な話にもなっちゃうんですけれども、マイナンバーカードを保険証として使えるようにしている人の伊奈町の中での人数とか割合とかって分かりますか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 まず、国民健康保険の6月1日現在でのマイナ保険証の登録者数でございますが、4,044名、登録率につきましては56%になります。

先ほど富井委員から質問がありましたが、資格確認書の交付対象者数が3,170名ですので、それを足していただきますと国民健康保険の加入者数全員という形になります。

以上です。

○戸張光枝委員長 藤原副委員長。

○藤原義春副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 先ほどの、今の保険証が切れた後どうなるかというところの富井委員の質疑がよく聞き取れなかったもので、再確認なんですけど、今発行されている保険証は来年の7月の末まで有効ですと、その後もマイナ保険証を使いたくないという人に対しては、資格確認書が継続して発行されるという理解でよろしかったのでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 資格確認書ですね、来年の7月末以降につきましても、マイナ保険証を作りたくないというお客様につきましても、こちらから把握できますので、送付させて

いただきます。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 資格確認書の中身は、従来の保険証と同じだよというご説明もありました。

なので、マイナ保険証ですね。少し前の質疑とも重複しますが、もともとマイナンバーカードは任意ですよと言っておきながら、保険証を絡めることで強制的に普及させようとするという意味では、非常に問題がある運営だと思いますし、コストですね、全国で一律でやっていますので、何度かこういう言い方していますけれども、国から補助があるから町はいいんだという考えはもう通用しなくて、町民が払っている国税、県税、そうしたものからお金が出ているんだと考えれば、町民負担そのものでもあると思うんですね。

今回、マイナ保険証の普及ですか。保険証の廃止に関して、今、ここで趣旨普及費として幾らか金額が出ていますけれども、今までの発送案内とか、いろんな対応してきたと思うんですね。これらのコストはどのぐらいかかっていますか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 ただいまその資料については持ち合わせてございませんので、後でお知らせしたいと思います。申し訳ございません。

○戸張光枝委員長 山野委員、よろしいでしょうか。

○山野智彦委員 はい。

あわせて、総務建設産業常任委員会の管掌なので今日質問できないんですけども、システム改修費とかいろいろなものをかけています。マイナポイントの普及に、2兆円以上借金増やしてかけているはずなんですよ。そういう意味では、これ町民負担だというふうな認識を持たないといけないのかなと思っております。

今後も、資格確認書の権利があるということですので、そういうマイナ保険証を持ちたくないという人が圧迫されないように、資格確認書を持つのは個人の判断ですよというふうなニュアンスを発信してもらいたいんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 おっしゃるように、マイナ保険証を普及させていくのは国の方針でございまして、当然ながら持ちたくないという方いらっしゃいますので。

先ほど山野委員から、かかったコストということがございましたが、従来の保険証の発行費用というのが、郵便料がかかっていたところなんですけれども、今後その部分がなくなっ

て、置き換わる形にはなりませんので。また、マイナ保険証に切り替わる方が仮に増えたとすれば、資格確認書の送付に係る郵送料上げの部分もございますけれども、プラス・マイナス、そういったところで僅かの差になるのかなと思っておりますけれども、住民の方のご負担があった上で成り立っているということを十分に考えた上で、周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 山野委員。

○山野智彦委員 国が決めたことですので、町としてはやれる範囲は少ないんですけども、今後、情報漏えいがないければいいですねということを少し皮肉っぽくお伝えさせていただいて、終わります。

○戸張光枝委員長 引き続きご質問のある方。

五味委員。

○五味雅美委員 1点、追加で確認ですが、資格確認書は、これは申請なしで対象者に送付されるということでよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 来年以降も同様でよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 そのとおりでございます。

○戸張光枝委員長 五味委員、よろしいでしょうか。

○五味雅美委員 はい。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第44号議案、令和6年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立多数です。

よって、第44号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第45号議案、令和6年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第45号議案、令和6年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第45号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第46号議案、令和6年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第46号議案、令和6年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第46号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第50号議案、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について質疑を行います。

質疑はありませんか。

富井委員。

○富井篤弥委員 1点ございます。こちらの規約の変更につきまして、「資格確認書等」となっておりますけれども、資格確認書のほかにどのようなものがあるのでしょうか、伺います。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 資格確認書等なんですけれども、例としてですが、人工透析の治療が必要な慢性腎不全の方等を交付対象とする特定疾病療養受療証などを想定しております。

○戸張光枝委員長 富井委員。

○富井篤弥委員 分かりました。以上です。

○戸張光枝委員長 続いて、五味委員。

○五味雅美委員 これ、県の広域連合の事業になるんですけれども、伊奈町での対象者というのは分かりますか、どのくらいの対象者になるのか、人数。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 今の人工透析の人数という形でよろしいですか。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 いや、被保険者証ですね。これを資格確認書に切り替えるということについての後期高齢者医療保険の対象者数です。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 失礼いたしました。

後期高齢者医療保険ですと、今現在、マイナ保険証をまずお持ちの方ですが、3,358名。
それで、資格確認書の交付対象者数につきましては2,998名でございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 資格確認書の配布の事業は、町で行うわけですか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 広域連合の委託を受けまして、町で行わせていただきます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 やはり、先ほどの国民健康保険と同じように、同様の費用が発生するという、
今後ということになるわけでしょうか。

○戸張光枝委員長 保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 おっしゃるとおりで、郵送料等がかかってまいります、そちらが
費用としてはかかる予定でございます。

○戸張光枝委員長 五味委員。

○五味雅美委員 以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第50号議案、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立多数です。

よって、第50号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

保険医療課長。

○木須 浩保険医療課長 すみません。先ほどいただいた質問の中で、山野委員からいただいた回答なんですけれども、少しお時間をいただくようなんですが、その回答の方法はいかがしたらよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 山野委員は、いかがいたしましょうか。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

今日中にタブレットに配信していただくということで、よろしくお願いいたしたいと思えます。

ほかによろしいでしょうか。

以上で、文教民生常任委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、執行部の退席をお願いします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます

次に、協議事項の3、その他に移ります。

所管事務調査、視察研修の日程について、事務局長からお願いいたします。

○森田範仁議会事務局長 それでは、資料を飛ばしいたします。

文教民生常任委員会の所管事務調査の行程表等を後ほどお配りしますが、最初に、期日でございますが、10月15日火曜日、こちらが日帰りという形になります。

続いて、行程表をお配りいたします。

こちらが行程表となっておりますが、役場を9時15分に出発し、10時45分から狭山市役所を視察、1時間15分程度になります。その後、所沢市内で昼食をお取りいただきまして、その後、所沢市立西富児童クラブを、こちらも1時間程度視察をしていただく形になります。その後、JAいるま野あぐれっしゅ元気村で休憩を取り、役場に戻ってくるという形になります。

役場への到着時間は、17時ぐらいを予定しておりますが、バスでの行程となりますので、若干、交通事情によっては変更になるかなと思っております。

基本的にはこの行程で進めていきたいと思っておりますが、昨今、バス会社からも、急遽行程の変更ですとか、こちらに立ち寄ってほしいといったところは難しいということをお願いしておりますので、また、事故等があった場合も問題ということもありますので、この辺はご理解を賜りたいと思います。

続きまして、委員各位から、質問を既にいただいているかと思っております。こちらの質問事項を狭山市と、あと所沢市に、整理したものをお送りして、投げかけたいと思っておりますので、よろしく願いできればと思います。

事務局からは以上です。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から、今の所管事務調査についてご質問等ございましたらお願いいたします。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ないということで。

続いて、閉会の前に、藤原副委員長より挨拶をお願いします。

○藤原義春副委員長 今日はどうも、視察も行きまして、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

以上です。

○戸張光枝委員長 これをもって閉会といたします。

大変にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前10時57分